

令和 4 年 5 月 26 日

第 5 回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和4年5月26日(木) 午後3時
3. 出席委員 (農業委員8名) 中西会長 谷岡会長職務代理者  
鍋島委員 堅田委員 中村委員  
谷脇(裕)委員 古谷委員 山口委員
4. 欠席委員 (なし)
5. 出席職員 (事務局3名) 濱口局長 坂本次長  
橋本係長
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
議案第3号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について

開会宣言	<p>中西会長</p> <p>只今から、令和4年第5回須崎市農業委員会総会を開催いたします。推進委員の意見集約ではどの議案も問題はないとの判断をいただいておりますが、審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>濱口局長</p> <p>本日も、新型コロナウイルス感染予防対策として、推進委員の意見を集約後、農業委員を参集しての開催となっております。議案説明は可能な範囲で簡略し、開催時間の短縮に努めますのでご理解、ご協力のほどお願ひします。</p> <p>それでは、会長よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。</p>
意 見	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議事録署名	<p>中西会長</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は1番 中村委員、10番 堅田委員、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願ひします。</p>
議案説明	<p>濱口局長</p> <p><b>【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】</b></p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>皆さんから、何かご意見ございませんか。</p>
意 見	<p>12番 谷脇委員</p> <p>宮田委員と確認してきましたが、転用した時に土地の一部が余っていたようで、住宅の一部として使われており、非農地で問題ありません。</p>

議 長	中西会長 推進委員の意見集約でも問題はないとの事でした。他に皆さんからご意見がありましたら、お願いします。
審 議	中西会長 他に何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。
議 長	中西会長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	濱口局長 【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号6まで議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 それでは補足説明をします。今月の案件は6件になります。番号1と番号2は登記簿と実際の所有者が違っていたことが判明したため、お互いに贈与し、登記簿と所有者を同じにするための申請です。 番号1について、譲受人は、小夏、文旦、ポンカンを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われま。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が毎日、妻が年間350日、娘の夫が年間330日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、ポンカンを作るとのことで周辺の農地に影響はないと考えます。 番号2について、譲受人は、水稻、ポンカン、しきびを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われま。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が毎日、妻が年間200日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30a

	<p>に達しているため問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、今までどおりポンカンを作るとのことで周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号3について、譲受人は、水稻、ハブ茶、野菜等を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間100日、母親が年間200日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、水稻栽培をするとのことで周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号4、番号5についてはお互いの農地の交換になります。</p> <p>番号4について、譲受人は、水稻、ミョウガ、露地野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻が年間360日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、露地野菜を作るとのことで周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号5について、譲受人は、水稻や露地野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間300日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、露地野菜を作るとのことで周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号6について、譲受人は、水稻、ミョウガを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻が年間300日、妻の母親が年間100日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、水稻を作るとのことで周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>以上農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>議長 中西会長</p> <p>意見 1番 中村委員</p> <p>推進委員の意見集約でも問題はないとの事でした。皆さんから、何かご意見ございませんか。</p> <p>番号1及び番号2については、以前からポンカンを作っており、土地を管理されている</p>
--	--

	<p>ため問題ありません。</p> <p>中西会長 番号3について、2筆になっていますが実質1筆であり、休耕になっていた農地を購入して稲を作るとのことであり、問題はありません。</p> <p>8番 山口委員 番号4及び番号5ですが、交換するというので、問題はありません。番号6は、譲渡人が管理していた土地を購入し、農地として利用するもので、問題はありません。</p> <p>中西会長 推進委員の意見集約でも問題はないとの事でした。他に皆さんからご意見がありましたら、お願いします。</p> <p>7番 古谷委員 番号2について、申請書に申請者他2名別紙記とありますが、申請者の印だけがある状態で良いのでしょうか。</p> <p>坂本次長 申請書には入りきらないので、別紙に住所氏名と押印をいただいています。</p> <p>中西会長 番号1についても3人いるという事ですか。</p> <p>坂本次長 番号1については申請者の持ち分のみを贈与するとの事です。</p>
審 議	<p>中西会長 他に何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、番号1から番号6について、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。</p>

議 長	中西会長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画について（諮問） の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	濱口局長 【議案第3号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】
補足説明	橋本係長 【整理番号R4-2について別冊をもとに朗読】  利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は、法人でないため今回は対象ではありません。第4号の規定で、対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意については、所有権以外に規定する権利を有する者がいないため、対象ではありません。以上で、今回の申請1件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。利用権設定を受ける者は、園芸ハウス整備事業でハウスを整備して、きゅうりの栽培に取り組む計画となっています。
議 長	中西会長 推進委員の意見集約でも問題はないとの事でした。この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。
審 議	中西会長 何かございませんか。なければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 ご異議ないようですので、議案第3号 農用地利用集積計画について（諮問） を承認することに決定し、答申することとします。

議 長	<p>中西会長          続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。</p>
報告事項	<p>濱口局長  <b>【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】</b></p>
議 長	<p>中西会長          以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>坂本次長          活動記録簿の提出について</p>
閉会宣言	<p>中西会長          その他、何かございませんか。          ないようでしたら、以上で第5回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p>
<p>閉会 午後 3時33分</p>	
<p>その真正なることを証して署名する。</p>	
<p>議 長</p>	
<p>1 番</p>	
<p>10 番</p>	